

議案第 1 0 7 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法第 8 条及び第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を認定及び廃止する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 認定

整理 番号	図面 番号	路線名	起 終	点 点
1 1	1	東 有 馬 第 5 号 線	宮前区 東有馬 2 丁目 宮前区 東有馬 2 丁目	2 9 7 6 番 1 0 先 2 9 7 6 番 1 3 先
1 2	2	初 山 第 9 号 線	宮前区 初山 2 丁目 宮前区 初山 2 丁目	8 2 8 番 2 4 先 8 2 9 番 1 先
1 3	3	水 沢 第 1 2 号 線	宮前区 水沢 3 丁目 宮前区 水沢 3 丁目	2 7 8 6 番 2 4 先 2 7 8 6 番 1 6 先
1 4	4	登 戸 第 3 7 3 号 線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	3 2 6 8 番 1 先 3 3 8 4 番 5 先
1 5	4	登 戸 第 3 7 4 号 線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	3 3 6 5 番 2 先 3 3 8 0 番 1 先
1 6	4	登 戸 第 3 7 5 号 線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	3 3 9 9 番 2 先 3 3 7 0 番 1 先
1 7	4	登 戸 第 3 7 6 号 線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	3 2 6 9 番 先 3 3 7 3 番 9 先
1 8	4	登 戸 第 3 7 7 号 線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	2 5 7 0 番 4 先 2 4 3 1 番 1 先
1 9	4	登 戸 第 3 7 8 号 線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	2 2 2 3 番 4 0 先 2 4 3 0 番 1 2 先

整理 番号	図面 番号	路線名	起 終	点 点
2 0	4	登戸 第 3 7 9 号線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	2 3 7 7 番 3 先 2 4 0 6 番 先
2 1	4	登戸 第 3 8 0 号線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	2 4 0 5 番 4 先 2 3 8 4 番 9 先
2 2	5	登戸 第 3 8 1 号線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	2 5 8 0 番 5 先 2 5 1 2 番 先
2 3	5	登戸 第 3 8 2 号線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	2 5 3 5 番 1 先 2 5 0 1 番 8 先
2 4	5	登戸 第 3 8 3 号線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	2 2 2 3 番 2 7 先 2 2 2 3 番 4 先
2 5	5	登戸 第 3 8 4 号線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	2 2 2 3 番 1 先 1 8 5 4 番 先
2 6	5	登戸 第 3 8 5 号線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	2 4 7 3 番 1 先 2 1 4 8 番 1 先
2 7	5	登戸 第 3 8 6 号線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	2 1 7 1 番 1 先 2 1 6 5 番 1 先
2 8	5	登戸 第 3 8 7 号線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	2 2 0 6 番 先 2 2 3 8 番 先
2 9	5	登戸 第 3 8 8 号線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	1 8 5 4 番 先 1 8 6 3 番 1 先
3 0	5	登戸 第 3 8 9 号線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	2 0 3 6 番 1 先 2 0 9 5 番 5 先
3 1	5	登戸 第 3 9 0 号線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	1 9 2 0 番 1 先 2 0 7 9 番 9 先

2 廃止

整理 番号	図面 番号	路線名	起 終	点 点
3 2	6	二子 第 6 9 号線	高津区 二子6丁目 高津区 二子6丁目	7 2 2 番 3 先 7 2 2 番 1 先
3 3	7	南 生 田 第 1 2 4 号線	多摩区 南生田2丁目 多摩区 南生田2丁目	6 8 8 3 番 1 先 6 8 8 3 番 1 先

認 定 理 由

図面番号①

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区東有馬 2 丁目地内）

整理番号 1 1



認 定 理 由

図面番号②

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区初山 2 丁目地内）

整理番号 1 2



認 定 理 由

図面番号③

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区水沢 3 丁目地内）

整理番号 1 3

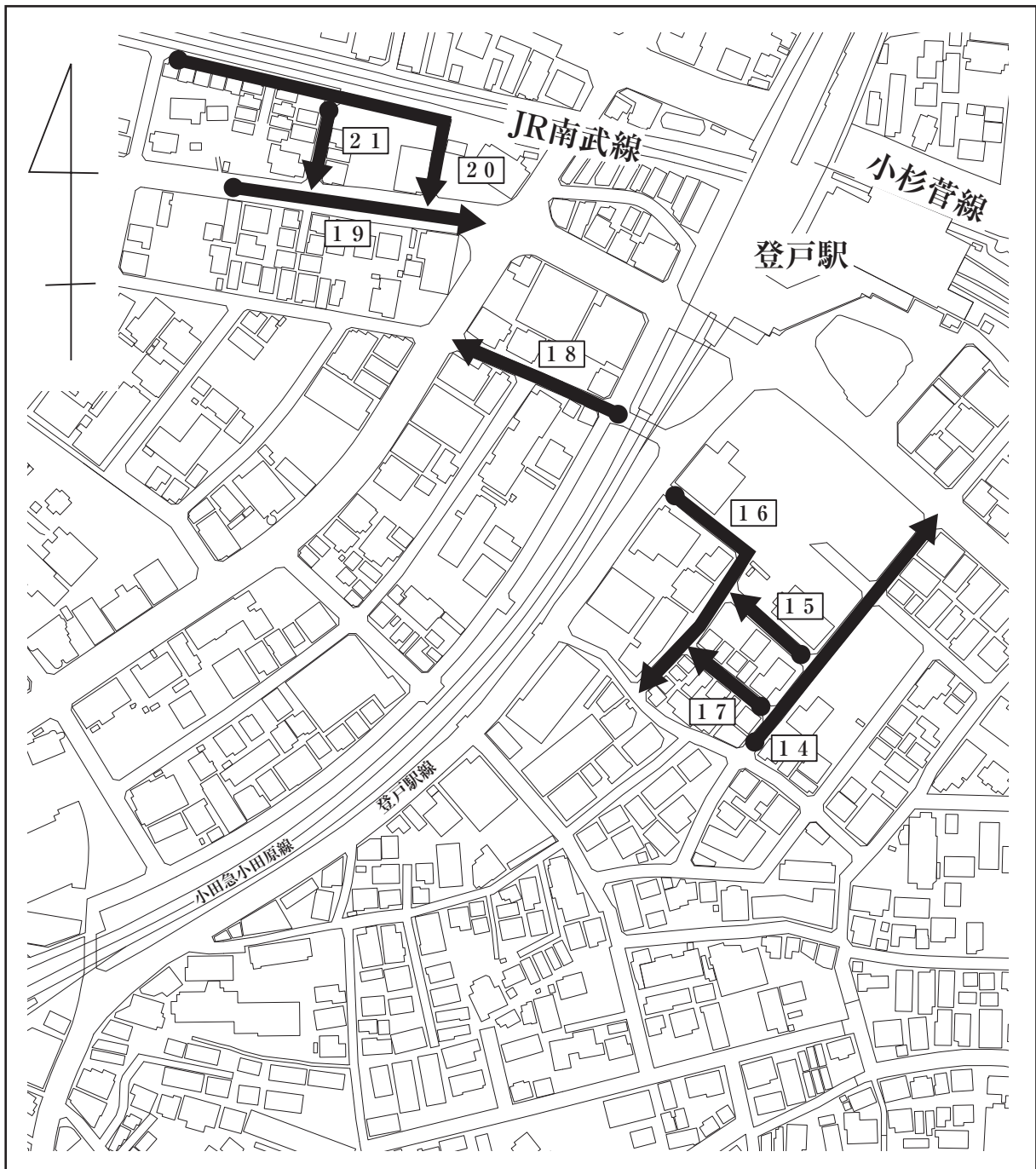


認 定 理 由

図面番号④

本箇所は、登戸土地区画整理事業により新設した道路で、一般交通に必要な
ので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区登戸地内） 整理番号 14、15、16、17、18、19、
20、21

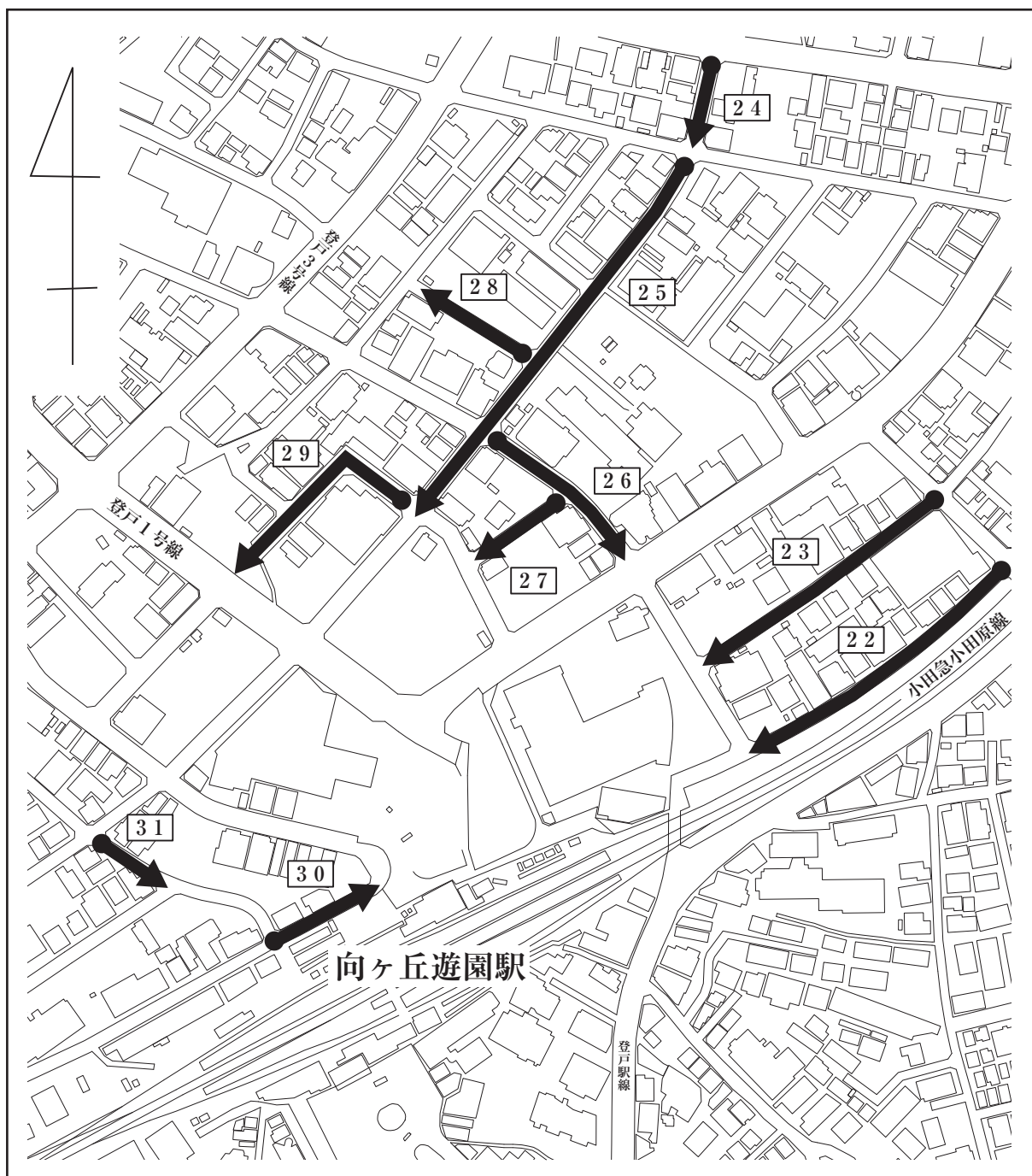


認 定 理 由

図面番号⑤

本箇所は、登戸土地区画整理事業により新設した道路で、一般交通に必要な
ので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区登戸地内） 整理番号 22、23、24、25、26、27、
28、29、30、31



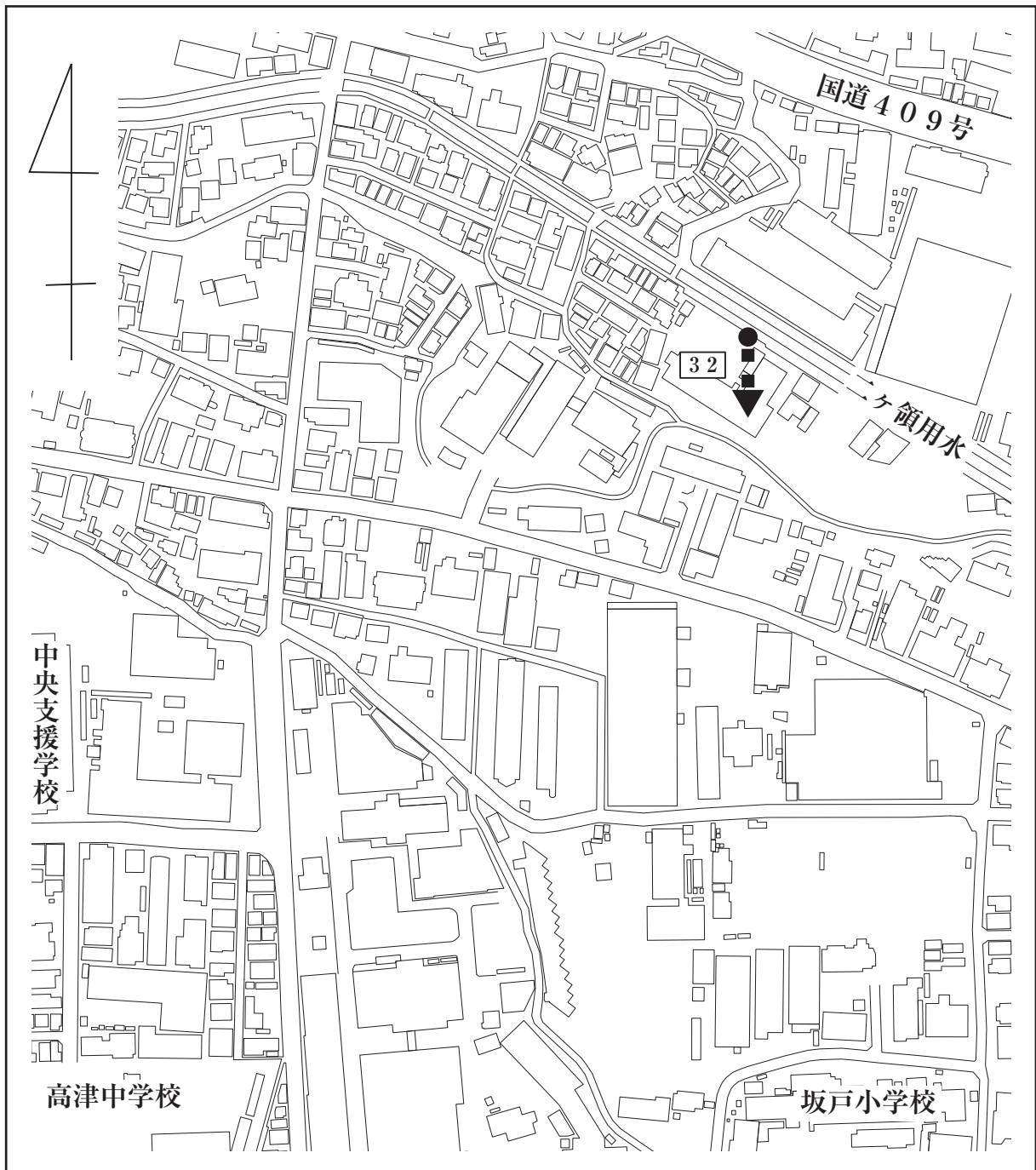
廃止理由

図面番号⑥

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（高津区二子6丁目地内）

整理番号32



廃止理由

図面番号⑦

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（多摩区南生田2丁目地内）

整理番号33

